

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 5 月まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。A社を退職してすぐに、B町（現在は、C町）役場で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、同役場で保険料を毎月納付していたのに、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前の昭和 51 年 11 月から 54 年 11 月までの国民年金被保険者期間について、任意加入手続を行い、保険料を納付している上、58 年 12 月から 60 年 1 月までの国民年金被保険者期間については、申立人はD社を退職した 58 年 12 月 25 日時点で厚生年金保険の受給資格期間（240 月）を満たしていたにもかかわらず、国民年金に任意加入し保険料を納付しているなど、国民年金保険料を納付する意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時の役場の担当者は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民健康保険、国民年金の加入相談に来庁される方には、仮に国民年金が任意加入期間にあたる方であっても加入の声かけをしていた。」と供述している。

さらに、申立人はC町以外への住所変更を行っておらず、妻は昭和 49 年 5 月から平成 4 年 7 月までE組合に勤務しているほか、二人の子は申立期間当時、就職で転出しており、生活環境に大きな変化はみられない。

加えて、申立人は、会社を辞めると国民年金と国民健康保険に加入す

るものと思っていたとしており、A社を退職してすぐに、B町役場で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、同役場で保険料を納付したとする記憶は鮮明であることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

このほか、申立人の昭和58年12月から60年1月までの国民年金被保険者資格は、任意加入であるにもかかわらず、オンライン記録では強制加入と記録されており、申立人に係る年金記録管理に不備が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年9月まで
② 平成2年10月から5年8月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について未納との回答を得た。申立期間①及び②の国民年金保険料は、A銀行B支店で毎月支払いをしていた。同支店と自宅とは目と鼻の先で毎日のように立ち寄ることがあり、国民年金保険料の支払い忘れは無かったはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を毎月銀行で納付していたとしているが、オンライン記録により、申立期間①のうち昭和61年4月から62年3月までの納付状況をみると、申立人は62年3月23日に、61年4月1日までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得しており、毎月銀行で納付したとの申立内容と符合しない。また、申立人は、申立期間①について納付金額の記憶も定かでない。

申立期間②のうち、平成5年1月から同年8月までの期間については、申立人の確定申告書を作成している税理士が保管する平成5年分の確定申告書（写）の社会保険料控除欄に国民年金保険料として記載されている金額が、同年の国民年金保険料額と一致していることから、同期間について納付していたものと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成2年10月から4年12月までの期間については、2年分から4年分までの確定申告書（写）の社会保険料控除欄に

国民年金保険料の支払金額は記載されておらず、当該確定申告書を作成した税理士に照会したところ、申立人が保険料を納付したかどうかはわからないとのことであった。

また、C市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ても、各申立期間の納付記録は確認できないほか、各申立期間以外にも未加入期間及び未納期間が散見される。

さらに、確定申告書のほかに保険料納付の事実を確認できる関連資料（家計簿等）は無く、申立期間①及び②のうち平成5年1月から同年8月までの期間を除く期間の国民年金保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成5年1月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年8月までの期間及び46年10月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年8月まで
② 昭和46年10月から48年9月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。申立期間①及び②は、A社を退職後にB市C区役所から国民年金の納付通知（納入を促すはがき）が送付され、当該通知と国民年金手帳を同区役所に持参し、保険料を納付したはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社を退職時に同社の担当者がB市C区役所で加入手続をしてくれたので、同区役所から国民年金の納付通知が送付され、この通知にしたがって納付したと主張している。

しかし、申立期間については、夫が厚生年金保険に加入しているため、任意加入期間となることから、申立人自らが国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、同区役所から国民年金の納付通知が送付されることは考え難い。

また、B市C区役所に照会したところ、「任意加入の場合、本人の納付の意思を確認するため、本人が出向いて加入手続を行う必要があり、会社の担当者が代理で任意加入の手続を行うことは考えられない。」と回答している。

さらに、申立人は年金受給前にD社会保険事務所（当時）で年金相談を行った際、同事務所の職員が記載した申立人の年金加入記録メモを保管しており、このメモには申立期間が国民年金の被保険者期間である旨記載さ

れていると主張しているが、当該メモに記載されている記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間①及び②とも未加入期間とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。